

令和5年度 林業金融について



林野庁林政部企画課長
森下 興

1. はじめに

日頃より（独）農林漁業信用基金の林業信用保証業務の運営並びに森林・林業・木材産業施策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、森林・林業基本法に基づき令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画では、戦後造林され本格的な利用期を迎えた我が国の森林資源を活用して、地域の林業・木材産業を持続的に成長発展させるとともに、2050年カーボンニュートラルに寄与するため、「伐って、使って、植えて、育てる」という人工林資源の循環利用を推進することとしております。

（参考）人工林資源の循環利用



2. 森林・林業の現状と課題

ウッドショックやウクライナ情勢等により輸入材の供給リスクが顕在化したことを踏まえ、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造とするべく、国産材の安定的かつ持続的な供給体制を構築することが必要です。

具体的には、

- ・川上では、担い手の育成・確保、路網整備や高性能林業機械の導入等による生産基盤

の強化

- ・川中では、木材加工流通施設の整備等による木材製品の供給力の強化
 - ・川下では、都市等における木材利用や木材製品等の輸出促進などによる国産材の需要拡大等の総合的な取組の推進
- に取り組んでいます。

3. 林業金融

2で述べた森林・林業の課題についての取組を支えるための林業・木材産業の金融制度として、

- ① 林業生産力の維持増進に必要な、長期かつ低利の資金を融通する（株）日本政策金融公庫資金（公庫資金）

② 林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うに当たって必要な中・短期の資金を無利子で貸し付ける林業・木材産業改善資金（改善資金）

③ 木材の生産又は流通を担う事業者が、その行う事業の合理化を推進するために必要な資金を低利で融通する木材産業等高度化推進資金（推進資金）

④ 林業者等が金融機関から資金を借り入れる際に、その資金の融通を円滑にする（独）農林漁業信用基金による債務保証制度

①については、令和5年度より利用間伐等と併せて既往債務の償還円滑化が可能な『林業基盤整備資金（利用間伐等推進）』を20年間延長し、これまで利用間伐のみが対象となっていた資金メニューに更新伐を追加したほか、借入金でありながら資本とみなすことが可能な『農林漁業経営資本強化資金』（資本性劣後ローン）を創設しました。

②については、都道府県や融資機関から借りることのできる無利子資金であり、次のような事例で活用されています。

〈活用事例〉



素材生産量の向上を目的としてハーベスタを導入



ドローンの導入により現地調査業務を省力化



シイタケ増産のため、原木栽培ハウスを増設

最寄りの都道府県の林業事務所等の「林業・木材産業改善資金」担当窓口にご相談ください。

③については、合理化計画等の認定を受けた林業者等に対し、低利で運転資金の融資を行う制度で、利率は0.60～1.60%以内で都道府県が設定します。貸付に際しては（独）農林漁業信用基金の債務保証を受けることができます。

④については、今年度から始まる5年間の新たな（独）農林漁業信用基金の中期目標で、林業者等の皆様や融資機関等への制度普及を推進することとしております。（独）農林漁業信用基金の債務保証は、林業・木材産業に必要な運転資金や設備資金を幅広く対象としており、保証料率は年0.15～1.80%と低位に設定しています。災害復旧や創業間もない事業者への支援等として最大で5年間保証料免除です。地域でのネットワークや事業拡大の将来性評価等により新規創業者への保証を行った事例もありますので、ご不明な点など、（独）農林漁業信用基金にご相談ください。

最後になりますが、事業経営に取り組んでいただいているすべての皆様のご努力に心から敬意を表するとともに、引き続き森林・林業・木材産業施策を適切に推進してまいりたいと思います。